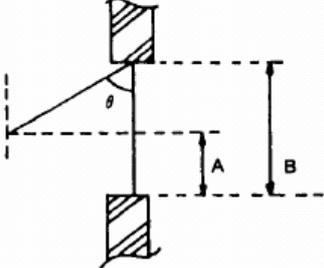
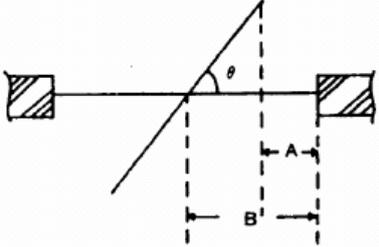
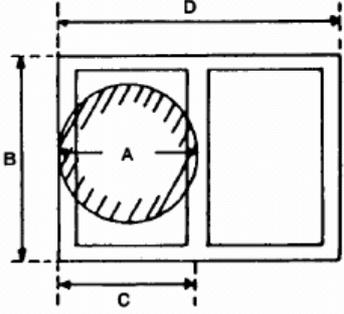
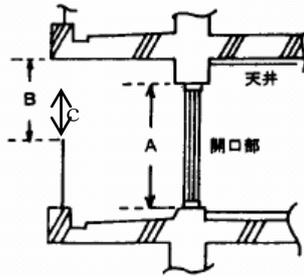


項 目	記 入 要 領
① 階	有窓、無窓判定をする建築物の階を記入します。
② 有効開口部計算式	⑫、⑬及び⑭の結果を基にして、当該階の有効開口部の算定計算式を記入します。
③ 有効開口部面積の合計	②の結果の有効開口部の面積を記入します。
④ 必要開口	当該階の床面積の 30 分の 1 となる面積を記入します。
⑤ 階床面積	当該階の床面積を記入します。
⑥ 判 定	③の有効開口部面積の合計 \geq ④の必要開口面積であれば「有」に、それ以外の場合は「無」に○印を入れます。
⑦ 階	有窓、無窓判定をする建築物の階を記入しますが、同一階に建具種別が複数ある場合は、別の行にそれぞれ記入します。
⑧ 建具記号	建具表に記載されている建具記号を記入します。
⑨ 開口部の位置	「西面、東面」など、建物のどの面の開口部なのかが判別できる情報を記入します。
⑩ 床からの高さ	床面から開口部の下端までの高さを記入します。
⑪ 幅×高さ	有効となる開口部の幅及び高さを記入する。 開口部の有効寸法の算定は 別記 1 によります。
⑫ 開口部面積	⑪の結果を記入する。
⑬ 開口部種別	F I X、引き違い窓、回転窓等の開口部の種別を記入します。
⑭ ガラス等の厚み及び種別	フロートガラス、型板ガラス、網入りガラス、合わせガラス等の種別及び板厚を記入します。 ガラスの種類による無窓階の取扱いは 別記 2 によります。

別記1

	型 式	判 断
突き出し窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 (0° ~90°)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
回転窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 (0° ~90°)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む。)	 <p>(注) 1 A及びC=1/2D 2 Aは、50cmの円の内接又は1mの円の内接</p>	<p>A又はB×Cとする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取扱うことができる。 B=1.0m (0.65m) 以上 C=0.45m (0.4m) 以上 (注) () 内は、バルコニー等がある場合</p>
外壁面にバルコニー等がある場合		<p>Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で、てすりの高さは、床面から1.2m以下とする。 (注) バルコニーの幅員はおおむね60cm以上の場合に限る。これによりがたい場合はCを開口寸法とする。</p>

別記 2

ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラス開口部の種類		開口部の条件		無窓階判定 (省令第5条の2)	
				足場有り	足場なし
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6.0mm 以下	引き違い戸	○	○	
		F I X	○	○	
網入板ガラス 又は線入板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	△	△	
		F I X	×	×	
強化ガラス 耐熱線ガラス	厚さ 5.0mm 以下	引き違い戸	○	○	
		F I X	○	○	
合わせガラス	フロート板ガラス 6.0mm以下+ PVB30mil (膜厚 0.76mm) 以下+フ ロート板ガラス 6.0mm以下	引き違い戸	△	△	
		F I X	×	×	
	網入板ガラス 6.8mm 以下 + PVB30mil (膜厚 0.76mm) 以下+フ ロート板ガラス 5.0mm以下	引き違い戸	△	△	
		F I X	×	×	
	フロート板ガラス 5.0mm以下+ PVB60mil (膜厚 1.52mm) 以下+フ ロート板ガラス 5.0mm以下	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
	網入板ガラス 6.8mm 以下 + PVB60mil (膜厚 1.52mm) 以下+フ ロート板ガラス 6.0mm以下	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
フロート板ガラス 3.0mm以下+ PVB60mil (膜厚 1.52mm) 以下+型 板ガラス 4.0mm以下	引き違い戸	△	×		
	F I X	×	×		
倍強度ガラス	—————	引き違い戸	×	×	
		F I X	×	×	
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ 6.8mm 以下のものに限り、合わせガラスを除く。）により評価し、全体の判断を行う。				

[備考]

- 1 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー（建基政令第 126 条の 7 第 5 号に規定する構造以上のもの）、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの
- 2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 3 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれ JIS R 3205 及び JIS R 3222 に規定するもの

[凡例]

- : 省令第5条の2第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- △ : ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分) 引き違い戸の場合概ね1/2の面積で算定する。) を省令第5条の2第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- × : 省令第5条の2第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができない。